



2021年2月5日

各 位

会 社 名 立川ブラインド工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 立 川 光 威  
(コード番号 7989 東証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 小 野 寿 也  
(TEL. 03-5484-6142)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年3月30日開催予定の第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるため、現行定款第29条(員数および選任方法)について所要の変更を行うものであります。

##### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年3月30日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年3月30日(予定)

以上

(別紙)

(変更箇所は下線部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第30条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第41条 (現行どおり)</p>